

松戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松戸市立図書館(以下「図書館」という。)における、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー制度の導入による図書館における新たな図書資料等を確保することにより、市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館と雑誌に広告を表示する者(以下「広告主」という。)との、雑誌の寄贈等に関する契約(以下「スポンサー契約」という。)に基づき、広告主が購入する雑誌のカバーを広告媒体として当該広告主の広告を掲載した上、図書館が当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告の範囲)

第 4 条 雑誌スポンサー制度における広告の範囲は、松戸市教育委員会広告掲載要綱(平成 21 年 10 月 1 日施行。以下「掲載要綱」という。)第 4 条第 1 項の例によるほか、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(2) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(3) 比較広告

2 掲載要綱第 4 条第 2 項に規定する広告掲載基準は、松戸市立図書館長(以下「館長」という。)が別に定める。

(広告掲出期間)

第 5 条 雑誌スポンサー制度における広告掲出期間は、スポンサー契約の契約期間とする。

(広告主の募集)

第 6 条 広告主の募集方法等は、館長が別に定める。

(広告主の決定等)

第 7 条 広告主となることの決定を受けた者は、速やかにスポンサー契約を締結するものとする。

(広告内容の審査)

第 8 条 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

(審査会)

第 9 条 広告掲載内容について審査を行うため、松戸市立図書館雑誌スポンサー・広告内容審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は館長とし、委員は館長が必要と認める職にある図書館職員をもって充てる。

3 委員長は前項で定める委員のほか、関連する課長等を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 10 条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、関連する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

松戸市図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市教育委員会広告掲載要綱(平成21年10月1日施行)第4条第2項及び松戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(平成22年10月1日施行)第4条第2項の規定により、松戸市立図書館の雑誌スポンサー制度における広告を掲載する基準について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 松戸市立図書館の雑誌スポンサー制度における広告掲載基準は、松戸市教育委員会広告掲載基準ガイドライン(平成21年10月1日施行)の例による。

附則

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

松戸市立図書館 雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー制度の導入による図書館における新たな図書資料等を確保することにより、市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的としています。

「雑誌スポンサー制度」とは

図書館と雑誌に広告を表示する者(以下「広告主」といいます。)との雑誌の寄贈等に関する契約(以下「スポンサー契約」といいます。)に基づき、広告主が購入する雑誌のカバーを広告媒体として当該広告主の広告を掲載した上、図書館が当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度です。

2 雑誌スポンサー制度の概要

- (1) 雑誌スポンサー(以下「スポンサー」といいます。)に雑誌の購入代金を負担していただきます。
- (2) 雑誌は、スポンサーが、雑誌リスト(図書館が作成)から選択していただきます。
- (3) 提供雑誌の最新号のカバー表面にスポンサー名を表示し、裏面にはスポンサーの広告を表示します。
- (4) 購入した雑誌を図書館雑誌コーナーに配架し利用に供します。

3 広告の範囲

松戸市教育委員会広告掲載要綱(平成21年10月1日施行)第4条各号及び松戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(平成22年10月1日施行)第4条各号に該当しないもの。

なお、広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

4 雑誌の選定

図書館が作成した雑誌リストから提供いただく雑誌を選択していただきます。

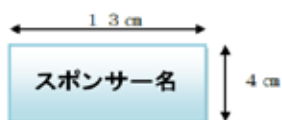
5 広告の規格、表示方法(図1・図2のとおり)

- (1) 提供いただく雑誌の「最新号」のカバー表面にスポンサー名を表示します。
 - ア 表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内、地色は白色、文字は黒
 - イ 貼付位置 最新号カバー底辺より4cm上部中央雑誌の状況により貼付位置等を調整する場合があります。
- (2) 提供いただく雑誌の「最新号」のカバー裏面に広告を掲載します。
 - ア 広告(チラシ)は、A4判以内とし片面とします。
 - イ 広告(チラシ)はスポンサーに作成していただきます。

◎図1(雑誌 表面)



◎図2(雑誌 裏面)



6 広告の掲出期間

広告の期間は、原則として1年間とします。

ただし、図書館長が別に定める場合はこの限りではありません。

7 広告内容

四半期毎に広告の内容を変更することができるものとします。

8 雑誌の配架場所及び位置は、図書館が決定します。

9 申込は、図書館長の定める期間内とします。

10 スポンサーの選定及び広告の内容審査

スポンサーの申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を行います。

11 申込方法

雑誌スポンサー申込書(第1号様式)に必要事項を記入の上、申込をしてください。

(1)申込書に代表者印を押印し、下記書類を添付の上、申込期間内に電子メール、郵送又は持参してください。

(2)申込書に添付する書類

ア 広告図案

イ 会社概要等(業種等がわかるもの)

ウ 広告主のホームページのURL

12 広告等の審査

図書館長が設置した審査会により審査し可否を決定します。

13 抽選

雑誌及び提供希望期間が同じ場合は、抽選を行います。

14 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、雑誌スポンサー契約書(第2号様式)により契約を締結します。

15 購入代金の支払方法

提供していただく雑誌代金の支払は、図書館指定の納入業者に直接お支払いください。

(1)支払いは、一括先払いとします。

(2)振込手数料は、スポンサーの負担となります。

(3)スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告掲出するものとします。

附則

この要領は、平成22年12月1日から施行します。

雑誌スポンサー申込書

平成 年 月 日

松戸市教育長

松戸市教育委員会広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申込ます。

なお、広告掲載にあたっては松戸市教育委員会広告掲載要綱等を遵守します。

(申込者)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

電話番号

記

1 広告名称

2 広告掲載期間 平成 年 月から平成 年 月末日まで

3 広告の掲出を希望する雑誌名、掲載期間及び金額

雑誌名(掲載期間)	金額等
(平成 年 月から平成 年 月末日)	単価 円× 冊= 円
(平成 年 月から平成 年 月末日)	単価 円× 冊= 円
合計金額	円

4 担当者連絡先

部 署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

5 広告内容 別添のとおり(添付文書)広告図案

会社概要(業種等がわかるもの)

広告主のホームページURL

雑誌スポンサー契約書

松戸市立図書館(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、
雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は乙から「 」の雑誌の寄贈を受けるものとする。

寄贈する雑誌は、乙が選択したものとし、かつ甲の審査基準等に見合うものとする。

第2条 甲は、乙から寄贈を受けた雑誌にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲出することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲と協議するものとする。

第3条 乙が甲に対して寄贈する期間は、原則として1年間とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、書面による本契約、解約等の申し出がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
- 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

第5条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

本契約書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 千葉県松戸市根本356番地
松戸市
松戸市教育長

乙 住所